

2025年9月18日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中  
令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件  
原告 柴田 外3名  
被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高	野	隆	同	宮	村	啓	太		
	同	谷	口	太	同	井	桁	大	介	
	同	趙	誠	峰	同	吉	田	京	子	
	同	亀	石	倫	子	同	小	林	英	晃
	同	鵜	飼	裕	未	同	戸	田	善	恭
	同	志	塚	永	同	馬	淵	未	来	
	同	安	藤	光	里	同	平	岡	百	合
	同	齋	藤	賢						

### 準備書面 (3)

本書面では、日本の裁判官が権利保釈制度を死滅させたことについての立証を補充するとともに、権利保釈の死滅の要因となった刑事訴訟法89条4号及び手続保障の問題について主張する。

#### 第1 権利保釈の死滅に関する追加立証

今般、原告は、準備書面(1)で詳述した保釈に関する決定書51件に加えて、新たに29件の決定書を収集した(甲A28)。甲A28で整理したとおり、12人の弁護士から提供された29件すべての事例で、権利保釈が否定されている。裁判官は29件のすべての事例において、刑事訴訟法89条4号の定める「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を根拠に権利保釈を否定し、その上で、刑事訴訟法90条に基づく裁量保釈を許容するにとどまっている(これは、甲A26の結果と併せれば実に80件という事例の全てで権利保釈が否定されていることになる。)。つまり、今日では、権利保釈制度は完全に死滅しているのである。

原告準備書面(1)で詳述したとおり、保釈統計によれば、昭和55年頃までは保釈認容事例の実に約70%~80%程度が権利保釈であった。当時から、被告人の悪質性が大幅に高まり罪証を隠滅すると疑うに足りる程度が決定的に悪化したなどの社会的変動は全くない。80件の事例で1件も権利保釈が認められないという現代の刑事司法の運用がいかに異常なものか、原告が提出した証拠によって裏付けられている。

## 第2 権利保釈の死滅原因としての刑事訴訟法89条4号

権利保釈が死滅した原因のひとつは、刑事訴訟法89条4号である。このことは、甲A26と甲A28の合計80件の全ての事例において4号該当性を理由に権利保釈が否定されていることから明らかである。甲A28記載の事例の中には、「被告人の応訴態度」や「供述状況」などと称して、被告人が否認あるいは黙秘していること自体を根拠に4号該当性を否定しているものが散見される。つまり、刑事訴訟法89条4号の「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」という文言が漠然とし過ぎているために、否認しているから証拠隠滅のおそれが否定できない、黙秘しているから証拠隠滅のおそれが否定できないといった、きわめて広範かつ抽象的な解釈を招くことになり、その結果、権利保釈が死滅したのである。

## 第3 権利保釈の死滅原因としての手続保障の問題

権利保釈の死滅原因として、手続保障の問題も無視できない。我が国の手続保障は、諸外国に大きく劣る。訴状35頁以下で詳述したとおり、少なくない国において、自由権規約や欧州人権条約の規定を根拠に、被告人の未決拘禁を決するにあたっての手続保障として、武器対等の原則が重視されている。すなわち、被告人が①一方当事者である捜査機関の主張・立証を了知し、②それに対して実質的に意見する現実的機会が保障されなければならない、ということである。

日本の実情は全く逆である。保釈の判断は全て裁判官室という密室で行われる。裁判官は公開の場で被告人から言い分を聞くこともない。検察官から提出された一件書類だけに基づいて保釈の是非を判断する。被告人は、①捜査機関がいかなる証拠に基づいて罪証隠滅のおそれがあると主張しているのか知ることができず、②公開の法廷でこれに対して実質的に反論することすらできないのである。刑事訴訟法89条4号をはじめとする権利保釈除外事由だけでなく、対審的な手続が一切保障されていない、ということが権利保釈の死滅に拍車をかけている。

以上